

世界文化遺産・無形文化遺産部会の設置について

平成 24 年 3 月 12 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産・無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）及び無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 11 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する資産の目録）に記載すべき資産の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 11 条 2 に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる資産の候補の選定に関する事項
- （4）無形文化遺産保護条約第 12 条 1 に基づき、我が国の無形文化遺産の目録の更新に関する事項
- （5）無形文化遺産保護条約第 16 条 1 に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補に関する事項
- （6）その他、世界遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産・無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。